

建 技 第 117 号
令和3年7月19日

一般社団法人 富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部長

ICT活用工事の実施要領の改定について

このことについて、ICT活用工事の実施要領を改定し、下記のとおり実施することとしましたので通知します。

1 改定内容

- 別添1 ICT活用工事(土工)実施要領 (令和3年8月 富山県土木部)
 - 別添2 ICT活用工事(作業土工(床掘))実施要領 (令和3年8月 富山県土木部)
 - 別添3 ICT活用工事(付帯構造物設置工)実施要領(令和3年8月 富山県土木部)
 - 別添4 ICT活用工事(法面工(吹付工))実施要領 (令和3年8月 富山県土木部)
 - 別添5 ICT活用工事(舗装工)実施要領 (令和3年8月 富山県土木部)
 - 別添6 ICT活用工事(河川浚渫)実施要領 (令和3年8月 富山県土木部)
 - 別添7 ICT活用工事(地盤改良工)実施要領 (令和3年8月 富山県土木部)
 - 別添8 ICT活用工事(舗装工(修繕工))実施要領(令和3年8月 富山県土木部)
- のとおり (概要は別紙1参照)

※富山県のホームページの『ICT活用工事についてのお知らせ』から
閲覧できます。

<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kj00018813.html>

2 適用

令和3年8月15日以降に作成する設計書から適用する。ただし、令和3年8月14日以前に作成した設計書についても、受注者が現場着工前に、工事打合せ簿にて試行の実施を希望した場合は、受発注者協議のうえ、改定後の試行対象とすることができるものとする。

(事務担当 建設技術企画課技術指導係)